

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2012-512344  
(P2012-512344A)

(43) 公表日 平成24年5月31日(2012.5.31)

(51) Int.Cl.		F 1		テーマコード (参考)	
<b>E 0 5 D</b>	<b>7/086</b>	<b>(2006.01)</b>	E 0 5 D	7/086	
<b>E 0 5 F</b>	<b>5/02</b>	<b>(2006.01)</b>	E 0 5 F	5/02	A

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 25 頁)

(21) 出願番号 特願2011-541020 (P2011-541020)  
 (86) (22) 出願日 平成21年10月20日 (2009.10.20)  
 (85) 翻訳文提出日 平成23年7月19日 (2011.7.19)  
 (86) 国際出願番号 PCT/AT2009/000409  
 (87) 国際公開番号 W02010/075595  
 (87) 国際公開日 平成22年7月8日 (2010.7.8)  
 (31) 優先権主張番号 A1967/2008  
 (32) 優先日 平成20年12月17日 (2008.12.17)  
 (33) 優先権主張国 オーストリア (AT)

(71) 出願人 597140501  
 ユリウス ブルム ゲー エム ベー ハ  
 ー  
 オーストリア国 ホッチスト A-697  
 3 インダストリーストラーセ 1 番地  
 (74) 代理人 110000659  
 特許業務法人広江アソシエイツ特許事務所  
 (72) 発明者 ハンマーレ, クラウス  
 オーストリア, ルステナウ エー-689  
 0, テイレンストラーセ 34

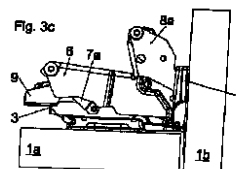
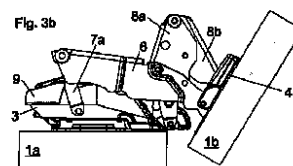
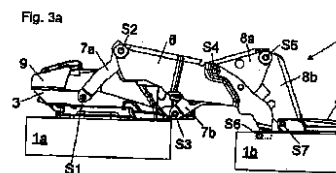
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 回転ダンパーを備えた家具ヒンジ

(57) 【要約】

家具部品 (1 a、1 b) に固定するための少なくとも 2 つの金具部品 (3、4) を含んだ家具ヒンジ (2) であって、金具部品 (3、4) の 1 つは、ヒンジアーム (3) の形態であり、ヒンジ動作時に回転できる少なくとも 1 つのジョイントレバー (7) と、ヒンジ動作を抑制するための回転ダンパー (10) とをさらに含んでおり、ヒンジアーム (3) に移動可能に取り付けられているスライダー (9) は、ジョイントレバー (7 a) によって駆動可能であり、スライダー (9) は、伝達機構 (7) を介して回転ダンパー (10) に作用する。

【選択図】 図 3 a



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

家具部品に固定するための少なくとも 2 つの金具部品を含んだ家具ヒンジであって、前記金具部品の 1 つは、ヒンジアームの形態であり、本家具ヒンジは、ヒンジ動作時に旋回できる少なくとも 1 つのジョイントレバーと、ヒンジ動作を抑動するための回転ダンパーとをさらに含んでおり、前記ヒンジアーム ( 3 ) に移動可能に取り付けられているスライダ ( 9 ) は、前記ジョイントレバー ( 7 a ) によって駆動可能であり、前記スライダ ( 9 ) は、伝達機構 ( 7 ) を介して前記回転ダンパー ( 1 0 ) に作用することを特徴とする家具ヒンジ。

## 【請求項 2】

家具部品に固定するための少なくとも 2 つの金具部品を含んだ家具ヒンジであって、前記金具部品の 1 つは、ヒンジアームの形態であり、第 2 の金具部品に回動式に接続されており、前記第 2 の金具部品は、特にヒンジカップであり、本家具ヒンジは、請求項 1 に従ってヒンジ動作を抑動するための回転ダンパーをさらに含んでおり、前記回転ダンパー ( 1 0 ) は、前記ヒンジアーム ( 3 ) の一端に取り付けられており、前記一端は、前記第 2 の金具部品 ( 4 ) とは離れていることを特徴とする家具ヒンジ。

## 【請求項 3】

スライダ ( 9 ) は、直線的に移動できるように取り付けられており、少なくとも抑動動作中にヒンジアーム ( 3 ) に対して移動可能であることを特徴とする請求項 1 または 2 記載の家具ヒンジ。

## 【請求項 4】

スライダ ( 9 ) とジョイントレバー ( 7 a ) とは、分離されており、相互間で金具部品 ( 3 、 4 ) の所定の相対位置からのみスライダ ( 9 ) は、ジョイントレバー ( 7 a ) から作用を受けることができことを特徴とする請求項 1 から 3 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

## 【請求項 5】

ジョイントレバー ( 7 a ) の旋回動作は、伝達機構 ( T ) によって回転ダンパー ( 1 0 ) の回転動作に変換可能であることを特徴とする請求項 1 から 4 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

## 【請求項 6】

伝達機構 ( T ) は、ラック ( 1 0 c ) とピニオン ( 1 0 b ) とで構成されていることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

## 【請求項 7】

回転ダンパー ( 1 0 ) は、スライダ ( 9 ) に取り付けられており、少なくとも 1 つのラック ( 1 0 c ) は、ヒンジアーム ( 3 ) に取り付けられており、あるいは回転ダンパー ( 1 0 ) は、ヒンジアーム ( 3 ) に取り付けられており、少なくとも 1 つのラック ( 1 0 c ) は、スライダ ( 9 ) に取り付けられていることを特徴とする請求項 6 記載の家具ヒンジ。

## 【請求項 8】

回転ダンパー ( 1 0 ) の全コンポーネントは、両方の金具部品 ( 3 、 4 ) に対して抑動動作中に動作することを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

## 【請求項 9】

戻り機構 ( 1 3 ) が提供されており、抑動作用の作動後にスライダ ( 9 ) は、再び次の抑動動作のために意図した位置に移動可能であることを特徴とする請求項 1 から 8 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

## 【請求項 10】

本家具ヒンジ ( 2 ) は、少なくとも 7 つの回転軸 ( S 1 、 S 2 、 S 3 、 S 4 、 S 5 、 S 6 、 S 7 ) を有していることを特徴とする請求項 1 から 9 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

## 【請求項 11】

10

20

30

40

50

本家具ヒンジ(2)は、広角ヒンジであることを特徴とする請求項1から10のいずれかに記載の家具ヒンジ。

【請求項12】

伸介部(6)がさらに含まれており、該伸介部(6)は、少なくとも2つのジョイントレバー(7a、7b)によってヒンジアーム(3)に着実に連結されており、ジョイントアーム(7a、7b)は、伸介部(6)とヒンジアーム(3)の両方に回転式に取り付けられていることを特徴とする請求項1から11のいずれかに記載の家具ヒンジ。

【請求項13】

好適には、手で駆動できる切替部材(11)が提供されており、回転ダンパー(10)の抑動作用を停止することができることを特徴とする請求項1から12のいずれかに記載の家具ヒンジ。

10

【請求項14】

切替部材(11)は、第1の切替位置と、少なくとも1つの第2の切替位置を有しており、ヒンジ動作は、その第1の切替位置で抑動され、その第2の切替位置で非抑動状態となることを特徴とする請求項13記載の家具ヒンジ。

【請求項15】

切替部材(11)は、スライダー(9)に取り付けられ、第1の切替位置と第2の切替位置との間で直線的に可動であることを特徴とする請求項14記載の家具ヒンジ。

【請求項16】

請求項1から15のいずれかに記載の少なくとも1つの家具ヒンジを含んだ家具。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、家具部品に固定される少なくとも2つの金具部品を含んだ家具ヒンジ(蝶番)に関する。これら金具部品の1つは、ヒンジアームの形態である。この家具ヒンジは、ヒンジ作動中に旋回可能である少なくとも1つのジョイント(継手)レバーと、ヒンジ動作を抑動(抑制)する回転ダンパーとをさらに含んでいる。

【0002】

本発明は、以下において説明するように、少なくとも1つの家具ヒンジを含んだ家具にも関する。

30

【背景技術】

【0003】

ヒンジ動作を抑動する回転ダンパーは、少なくとも2つの抑動コンポーネント(構成要素)を備えた流体ダンパーの形態であることが多い。これら抑動コンポーネントは、少なくともその抑動動作時に互いに回転できるように構成されている。これら2つの抑動コンポーネント間には、空隙(好適には“シアリングギャップ”)が設けられ、抑動動作時にシアリング力が作用する抑動流体が収容されており、抑動機能を発揮させる。

【0004】

大抵の回転ダンパーは、移動に頼る抑動機能を有する。すなわち抑動程度は、2つの抑動コンポーネントが関係する相対的な回転角範囲に依存する。従って所望の穏やかな抑動効果を発揮するには幾らかの移動が必要である。実際には、これら条件の達成のためには、家具ヒンジの幾何学形状によって決定される限界状態に反復的に遭遇する。

40

【0005】

よって、抑動作用が相互的に金具部品の定められた相対位置で始動するものの、一方に対する他方の抑動コンポーネントの十分な回転角度範囲がカバーされるように回転ダンパーを家具ヒンジに一体化することにはしばしば困難が伴う。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

従って、本発明の一目的は、家具ヒンジが大きな開角度のものであっても良好な抑動結

50

果が達成される上述の家具ヒンジを提案することである。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明の好適な一態様に従ってヒンジアームに移動可能に取り付けられたスライダを旋回可能なジョイントレバーによって駆動可能とし、伝達機構を介してスライダが回転ダンパーに作用するように構成することでこの目的は達成される。

【0008】

本発明は、少なくとも7本の回転軸を備えた広角ヒンジに関連して特に好適に実施できる。一般的に、90°を超える開角度は、広角ヒンジで達成される。一般的にこのような広角ヒンジは、170°から180°の最大開角度を有する。ヒンジアームの長さを増加させるため、しばしば広角ヒンジには、金具部品（ヒンジアームおよびヒンジカップ）間でジョイントレバーによって可動にアレンジされている仲介部が設けられる。ヒンジ動作時に旋回する少なくとも1体のジョイントレバーが使用されてスライダに作用する。

【0009】

スライダは、ヒンジアームに取り付けられており、抑動動作時にヒンジアームに対して好適には平行移動する。そのスライダの直線移動は、伝達機構（例えばラックとピニオン）によって回転ダンパーに伝達され、家具ヒンジの開動作及び/又は閉動作が抑動可能になる。

【0010】

この点で伝達機構は、ジョイントレバーによってカバーされる旋回角移動が回転ダンパーのさらに大きな回転角度範囲にまで増加できる伝達率を有することができる。従ってジョイントレバーの比較的小さな旋回で、回転ダンパーの対応するさらに大きな回転移動の起動に十分であり、回転ダンパーの2つの抑動コンポーネント間で抑動流体の好適なシアリングを確実にする。

【0011】

本発明の一実施態様では、スライダは、ジョイントレバーとは分離されており、互いに金具部品の所定相対位置からのみジョイントレバーによって作用を受けることができる。従って言い換えると、回転ダンパーと着実な連結状態である必要はない。従ってジョイントレバーは、ジョイントレバーの旋回の大きな部分でスライダとは、独立して可動であり、スライダに対して互いに金具部品の所定相対位置からのみ作用する。

【0012】

スライダは、純粹接触によりジョイントレバーに作用する。すなわち抑動動作時には、ジョイントレバーは、スライダに緩く当接する。開動作では、ジョイントレバーは、直ちにスライダを持ち上げ、家具ヒンジは、回転ダンパーとは無関係に完全開位置にまで移動可能である。

【0013】

本発明の一態様では、回転ダンパーは、第2の金具部品から離れているヒンジアームの端部に取り付けられる。従来の回転ダンパーは、ヒンジアームに取り付けられていたが、2つの金具部品を接続するヒンジ軸に近接していた。一方、本発明では、回転ダンパーは、ヒンジアームの自由端に取り付けられる。よって全体的にさらに広いスペースが利用可能になる。回転ダンパーは、このようにアレンジされ、その全コンポーネント（すなわち回転ダンパー全体）は、抑動動作時にヒンジアームに対して移動し、さらに第2の金具部品（例えばヒンジカップ）に対しても移動する。よって抑動作用の始動時、途中および終了時には、追加的に影響を受ける。

【0014】

本発明の家具は、上記の家具ヒンジを少なくとも1つ備えていることを特徴とする。

【0015】

本発明のさらなる詳細と利点は、以下において詳細に解説する。

【図面の簡単な説明】

【0016】

10

20

30

40

50

【図 1】図 1 は、本発明による家具ヒンジを介して家具枠体に対して旋回式に取り付けられている可動家具部を有した家具の斜視図である。

【図 2】図 2 は、家具部に取り付けられた家具ヒンジの斜視図である。

【図 3 a】図 3 a は、閉方向での抑動プロセスを経時的に示す家具ヒンジの側面図である。

【図 3 b】図 3 b は、閉方向での抑動プロセスを経時的に示す家具ヒンジの側面図である。

【図 3 c】図 3 c は、閉方向での抑動プロセスを経時的に示す家具ヒンジの側面図である。

【図 4 a】図 4 a は、それぞれ開位置と閉位置である家具ヒンジの斜視図である。

10

【図 4 b】図 4 b は、それぞれ開位置と閉位置である家具ヒンジの斜視図である。

【図 5 a】図 5 a は、直線移動可能なスライダーと、家具ヒンジの抑動機能を停止させるための切替部材とを示す。

【図 5 b】図 5 b は、直線移動可能なスライダーと、家具ヒンジの抑動機能を停止させるための切替部材とを示す。

【図 5 c】図 5 c は、直線移動可能なスライダーと、家具ヒンジの抑動機能を停止させるための切替部材とを示す。

【図 5 d】図 5 d は、直線移動可能なスライダーと、家具ヒンジの抑動機能を停止させるための切替部材とを示す。

【図 5 e】図 5 e は、直線移動可能なスライダーと、家具ヒンジの抑動機能を停止させるための切替部材とを示す。

20

【図 6】図 6 は、家具ヒンジの家具枠側部品の分解図である。

【図 7 a】図 7 a は、家具ヒンジの抑動機能の停止のための可能な 1 実施例を図示する。

【図 7 b】図 7 b は、家具ヒンジの抑動機能の停止のための可能な 1 実施例を図示する。

【図 8 a】図 8 a と図 8 b は、回転ダンパーの縦断面斜視図であり、家具ヒンジの抑動機能は、切替部材によって作動状態と非作動状態の間で切り替え可能である。

【図 8 b】図 8 b は、回転ダンパーの縦断面斜視図であり、家具ヒンジの抑動機能は、切替部材によって作動状態と非作動状態の間で切り替え可能である。

【図 9 a】図 9 a は、切替部材によって移動可能な切替ノブの異なる作用位置を示す斜視図とその拡大詳細図である。

30

【図 9 b】図 9 b は、切替部材によって移動可能な切替ノブの異なる作用位置を示す斜視図とその拡大詳細図である。

【図 9 c】図 9 c は、切替部材によって移動可能な切替ノブの異なる作用位置を示す斜視図とその拡大詳細図である。

【図 9 d】図 9 d は、切替部材によって移動可能な切替ノブの異なる作用位置を示す斜視図とその拡大詳細図である。

【図 10 a】図 10 a から図 10 d は、家具ヒンジの抑動機能の作動と停止のためにシャフトと抑動コンポーネントとを選択的に連結させる様子を示す斜視図とその拡大詳細図である。

【図 10 b】図 10 b は、家具ヒンジの抑動機能の作動と停止のためにシャフトと抑動コンポーネントとを選択的に連結させる様子を示す斜視図とその拡大詳細図である。

40

【図 10 c】図 10 c は、家具ヒンジの抑動機能の作動と停止のためにシャフトと抑動コンポーネントとを選択的に連結させる様子を示す斜視図とその拡大詳細図である。

【図 10 d】図 10 d は、家具ヒンジの抑動機能の作動と停止のためにシャフトと抑動コンポーネントとを選択的に連結させる様子を示す斜視図とその拡大詳細図である。

【発明を実施するための形態】

【0017】

【実施例】

【0018】

図 1 は、家具枠体 1 a と、そこに旋回式に取り付けられている家具部 1 b とを備えた戸

50

棚形態の家具 1 を図示する。家具部 1 b は、本発明に従った 2 つの家具ヒンジ 2 によって閉位置と開位置との間で限定的に可動である。家具ヒンジ 2 は、好適には、広角ヒンジの形態である。すなわち可動家具部 1 b は、家具枠体 1 a の前面に対して 90° 以上の開角度を有する。家具ヒンジ 2 は、ヒンジアーム 3 とヒンジカップ 4 の形態の金具部品を有している。家具ヒンジ 2 は、可動家具部 1 b の孔部に取り付けられる。

【0019】

図 2 は、家具ヒンジ 2 の斜視図である。そのヒンジアーム 3 は、従来のように取付プレート 5 に解除可能に掛け止めできる。図示の実施例では、第 2 の金具部品は、ヒンジカップ 4 の形態であり、可動家具部 1 b への接続用に提供されている。仲介部 6 は、ヒンジアーム 3 に対して 2 つの旋回式ジョイントレバー 7 a と 7 b によって着実に導かれる。仲介部 6 には、仲介レバー 8 a が旋回式に接続されている。仲介レバー 8 a は、別な仲介レバー 8 b によってヒンジカップ 4 に回動式に接続されている。特に重要な点は、ヒンジアーム 3 の自由後端に取り付けられており、少なくとも抑動動作時に直線状に移動できる可動スライダー 9 の存在である。旋回式ジョイントレバー 7 a は、スライダー 9 に作用するように提供されている。スライダー 9 は、家具ヒンジ 2 の閉動作中に、ヒンジアーム 3 に対するヒンジカップ 4 の所定相対位置からのみジョイントレバー 7 a によって後端位置に送られる。スライダー 9 に取り付けられた（またはヒンジアーム 3 にも取り付けられた）回転ダンパー 10 は、スライダー 9 の起動された直線移動によって駆動可能である。回転ダンパー 10 の抑動機能を作動状態および停止状態との間で選択的に切り替えるために切替部材 11 が提供されている。これは、ヒンジアーム 3 の長軸に対して横断方向に移動可能である。

10

20

【0020】

図 3 a から図 3 c は、家具ヒンジ 2 の閉位置方向の経時的抑動プロセスを示す側面図である。図 3 a は、家具ヒンジ 2 の開位置を示す。家具ヒンジ 2 は、少なくとも 7 つの回転軸 S1、S2、S3、S4、S5、S6 および S7 を有する広角ヒンジの形態である。回転軸 S6 は、ヒンジカップ 4 内に存在する。一方が回転軸 S1 にてヒンジアーム 3 に旋回式に接続され、他方が回転軸 S2 にて仲介部 6 に旋回式に接続されたジョイントレバー 7 a は、移動可能なスライダー 9 に作用するように提供されている。図 3 a では、ジョイントレバー 7 a は、スライダー 9 から離れており、スライダー 9 またはヒンジアーム 3 に取り付けられた回転ダンパー 10 は、当初において非作動状態である。

30

【0021】

図 3 b が示すように、ヒンジアーム 3 に対するヒンジカップ 4 の相対位置においてジョイントレバー 7 a は、スライダー 9 と遭遇し、抑動プロセスが始動する。さらなる閉動作でスライダー 9 は、図 3 c で示すようにジョイントレバー 7 a によってヒンジアーム 3 と相対的に後端位置に移動する。

【0022】

よって、図 3 c は、完全に閉じた位置の家具ヒンジ 2 を示す。回転ダンパー 10（ここでは図示せず）は、スライダー 9 の起動された直線移動で駆動可能であり、ジョイントレバー 7 a の動作（および家具ヒンジ 2 の閉動作）が抑動状態で発生する。図 3 c の完全閉位置から開始して家具ヒンジ 2 は、再び開動作可能になる。この場合、旋回可能なジョイントレバー 7 a は、直ちにスライダー 9 を持ち上げ、家具ヒンジ 2 は、開位置方向に回転ダンパー 10 から解放されて可動となる。スライダー 9 を次の抑動動作のために望む位置に戻すため、戻り機構（例えば戻りバネ）が存在し、これによってスライダー 9 は、図 3 a の位置に戻ることができる。スライダー 9 は、ジョイントレバー 7 a が作用する対象である横方向突起（図示せず）を有することもできる。

40

【0023】

図 4 a は、開位置にある家具ヒンジ 2 の斜視図である。ヒンジアーム 3 とヒンジカップ 4 の形態である 2 つの金具部品が図示されている。仲介部 6 を介して 2 つの家具部 1 a と 1 b は、相互に旋回するだけでなく、旋回によって相互間隔を増加させる。この目的で図 4 b で示す閉位置から始動し、仲介部 6 は、ジョイントレバー 7 a と 7 b によってヒン

50

ジアーム 3 を越えて旋回し、図 4 a で示すように開位置にまで継続する。これで 2 つの金具部品 3 と 4 は、2 つの端位置で互いから異なる距離だけ離れる。図 4 a は、切替位置にある切替部材 1 1 も図示しており、ヒンジの動作は、抑動関係にて行われる。閉動作の過程で 2 つの横方向のジョイントレバー 7 a は、スライダ 9 と遭遇し、それを後方に移動させる。ここで抑動効果が提供される。

【 0 0 2 4 】

一方、図 4 b は、ヒンジ動作が非抑動的に起きる切替位置に存在する切替部材 1 1 を示す。従って、ユーザーは、家具ヒンジ 2 に作用する抑動作用が切替部材 1 1 の適した作動によって選択的に提供されるか否かを決定しなければならない。

【 0 0 2 5 】

図 5 a から 5 e は、回転ダンパー 1 0 の抑動機能の停止のために直線的に移動できるスライダ 9 と切替部材 1 1 とを図示する。この実施例では、スライダ 9 は、回転ダンパー 1 0 のハウジングの形態でもある。

【 0 0 2 6 】

図 5 a は、回転ダンパー 1 0 を一体化しているスライダ 9 を示す。そこでは、回転ダンパー 1 0 を駆動するために取り付けられたピニオン 1 0 b を有したシャフト 1 0 a が提供されている。切替ノブ 1 2 は、切替部材 1 1 ( 図示せず ) によってシャフト 1 0 a に沿って軸方向に移動可能であり、抑動作用は停止される。

【 0 0 2 7 】

図 5 b は、ヒンジアーム 3 の下側を図示する斜視図であり、伝達機構 T を示す。ヒンジアーム 3 には、ラック 1 0 c がアレンジされており、ジョイントレバー 7 a によってスライダ 9 が作用を受けると、ラック 1 0 c に沿ってピニオン 1 0 b は走行できる。スライダ 9 の移動によって抑動動作時に応力を受けるトーシヨンスプリングの形態の戻り機構 1 3 も提供されている。抑動作用後にピニオン 1 0 b は、トーシヨンスプリングの保存エネルギーによって回転とは反対方向に移動され、スライダ 9 は、次の抑動動作のための位置に戻される。トーシヨンスプリングを備えた戻り機構 1 3 は、スライダ 9 とピニオン 1 0 b の間で作動する。機構的に逆形態でピニオン 1 0 b を備えた回転ダンパー 1 0 をヒンジアーム 3 にアレンジし、ラック 1 0 c をスライダ 9 上にアレンジすることも可能である。

【 0 0 2 8 】

図 5 c は、切替部材 1 1 の下方からの斜視図である。図 5 d は、切替部材 1 1 の平面図である。図 5 e は、図 5 d の矢印に沿った切替部材 1 1 の断面図である。図 5 e は、図 5 a で示す切替ノブ 1 2 の上下移動のための傾斜スライドガイド 1 1 a を示しており、回転ダンパー 1 0 の抑動機能は、切替ノブ 1 2 の降下位置で停止される。

【 0 0 2 9 】

図 6 は、分解図による家具ヒンジ 2 の家具枠側部品を示す。家具ヒンジ 2 は、図 2 で示すようにプレートホルダー 1 4 によって取付プレート 5 に解除可能に掛け止めされる。プレートホルダー 1 4 に対するヒンジアーム 3 の相対位置は、奥行き方向の調節具 1 5 a と高さ方向の調節具 1 5 b によって可変的に調節できる。

【 0 0 3 0 】

図面は、さらに静止状態でヒンジアーム 3 上にアレンジされ、回転ダンパー 1 0 のピニオン 1 0 b と螺合するようになっているラック 1 0 c を示す。テンシヨンスプリングの形態の戻り機構 1 3 は、ピニオン 1 0 b を回転して戻すように作用し、それによってスライダ 9 も次の抑動動作のために再び始動位置に戻る。シャフト 1 0 a には、スライダ 9 に対して回転式にアレンジされている回転抑動コンポーネント 1 6 が取り付けられている。抑動流体を含んだシアリングギャップは、抑動コンポーネント 1 6 とスライダ 9 との間で作動する。回転ダンパー 1 0 は、切替部材 1 1 により回転可能なケージ 2 0 a を備えたフリーホイールクラッチ 2 0 も含む。家具ヒンジ 2 の抑動機能は、切替部材 1 1 の第 1 の切替位置にて提供され、抑動機能は、切替部材 1 1 の第 2 の切替位置にて停止される。これは、切替部材 1 1 で制御され、切替部材 1 1 は、切替ノブ 1 2 を図 5 e で示すスライ

10

20

30

40

50

ドガイド 11 a によって下方に移動させる。ケージ 20 a は、回転され、抑動コンポーネント 16 は、シャフト 10 a の回転移動から解除される。仲介部 6 は、ジョイントレバー 7 a によってヒンジアーム 3 に接続される。ジョイントレバー 7 a は、片方でスライダ 9 に作用し、他方で仲介部 10 をヒンジアーム 3 に接続する。

#### 【0031】

図 7 a と 7 b は、回転ダンパー 10 の抑動機能を停止させる非常に単純な構造を示す。ピニオン 10 b がアレンジされているシャフト 10 a の軸方向移動は、切替部材 11 (図 6) の移動によって可能になり、ピニオン 10 b は、ラック 10 c から外れる。ピニオン 10 b の解除位置は、図 7 a で示されている。この場合、ヒンジの動作は、非抑動的に行われる。一方、図 10 b では、切替部材 11 が、ピニオン 10 b とラック 10 c とが係合するようにセットされ、ヒンジの動作が抑動される。

10

#### 【0032】

図 8 a と 8 b は、回転ダンパー 10 の抑動機能のさらなる可能な停止方法を示す。図面は、回転ダンパー 10 がアレンジされているスライダ 9 の断面斜視図を示す。ピニオン 10 b で駆動できるシャフト 10 a と、スライダ 9 に回転式にアレンジされている抑動コンポーネント 16 が図示されており、抑動流体を受領する環状シアリングギャップ 18 が抑動コンポーネント 16 とスライダ 9 との間に残される。図 8 a では、切替部材 11 は、切替位置にあり、そこで回転ダンパー 10 の抑動機能が停止される。少なくとも 1 つのクランプ本体 19 は、切替部材 11 によってシャフト 10 a の周囲方向で制御可能であり、クランプ本体 19 は、選択的に抑動コンポーネント 16 をシャフト 10 a の動作に連結する。説明を簡単にする目的でクランプ本体 19 は、断面から離されている。図 8 a では、クランプ本体 19 は、シャフト 10 a と抑動コンポーネント 16 との間でクランプ接続を提供しない。よって外側のスライダ 9 に対する抑動コンポーネント 16 の相対的移動は発生しない。従ってヒンジの動作は、抑動作用を受けずに行われる。

20

#### 【0033】

一方、図 8 b では、切替部材 11 は、さらなる切替位置に移動している。クランプ本体 19 は、シャフト 10 a と抑動コンポーネント 16 との間でクランプ接続するようになっている。シャフト 10 a がピニオン 10 b によって移動すると、抑動コンポーネント 16 もクランプ接続のおかげでシャフト 10 a と共に移動する。よって抑動コンポーネント 16 と外側のスライダ 9 との間の相対移動が発生し、その動きは、シアリングギャップ 18 内の抑動流体によって制動される。

30

#### 【0034】

図 9 a から 9 d は、スライドガイド 11 a (図 5 e) による切替部材 11 の移動によって高さが調節可能な切替ノブ 12 を示す。図 9 a は、シャフト 10 a と、そこに連結できる抑動コンポーネント 16 と、抑動コンポーネント 16 とスライダ 9 との間に残る抑動流体を受け取る環状シアリングギャップ 18 を図示する。図 9 a は、切替ノブ 12 の抑動機能を停止する上昇位置を示す。図 9 b は、図 9 a の円で囲んだ領域の拡大詳細図である。図 9 b では、切替ノブ 12 は、傾斜面 12 a を有している。それは、シャフト 10 a を包囲するケージ 20 a の対応傾斜面と協調することができる。

#### 【0035】

図 10 a は、周囲にクランプ本体 19 を備えたシャフト 10 a を示す。クランプ本体 19 は、回転可能な抑動コンポーネント 16 をシャフト 10 a の回転移動に選択的に連結したり、連結解除したりする。切替部材 11 の動きと、シャフト 10 a の周囲方向で切替ノブ 12 によって移動できるケージ 20 a が図示されている。

40

#### 【0036】

図 10 a と 10 b の拡大詳細図は、クランプ本体 19 がそれぞれシャフト 10 a の凹部に収められるときの抑動機能には関係せず、シャフト 10 a の回転動作は、抑動コンポーネント 16 に伝達されない。

#### 【0037】

一方、図 10 c では、ケージ 20 a は、切替部材 11 によってシャフト 10 a の周囲方

50



向で移動されており、クランプ本体 19 は、シャフト 10 a の凹部から抜け出し、シャフト 10 a の傾斜面に当接する。そのため、クランプ接続がシャフト 10 a と回転可能な抑動コンポーネント 16 との間に提供される。シャフト 10 a がピニオン 10 b によって回転されると、切替可能なクランプ本体 19 による強制ロック連結によって抑動コンポーネント 16 も回転される。しかしこの動きは、シアリングギャップ 18 の抑動流体によって抑動される。

【 0 0 3 8 】

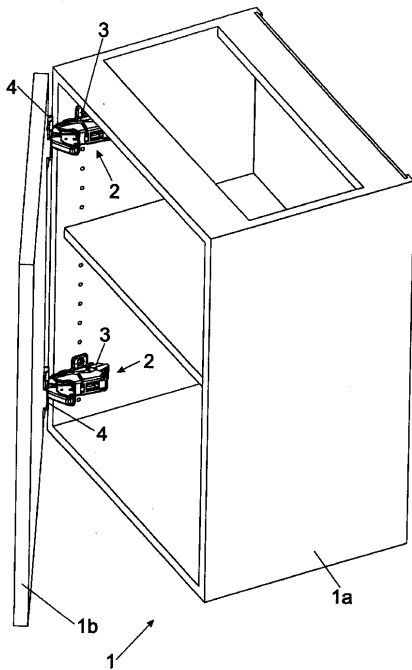
好適には、スライダ 9 の幅は、ヒンジアーム 3 の幅よりも大きく、スライダ 9 は、直線スライドガイドによってヒンジアーム 3 に対して可動である。直線または湾曲ガイド通路に沿って導くガイド要素を介してヒンジアーム 3 に対してスライダ 9 を動かすことも可能である。図示の実施例では、スライダ 9 は、ヒンジアーム 3 の外側にスライド式に取り付けられている。回転ダンパー 10 のシャフト 10 a は、ヒンジアーム 3 の長軸に対して横断方向、好適には直角で、長軸に対して垂直面と実質的並行にアレンジできる。

【 0 0 3 9 】

本発明は、添付図面で図示した実施例には限定されず、「請求の範囲」で定義されているものの変形および均等物をも含むものである。上下、左右等の位置関係は、家具ヒンジの通常の設置方向に関するものであり、全体的な配置の変更に合わせて適宜変更して解釈されるべきである。

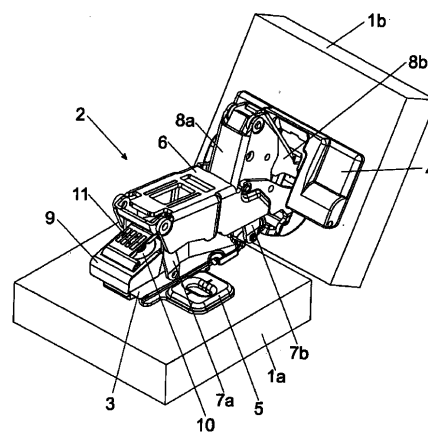
【 図 1 】

Fig. 1

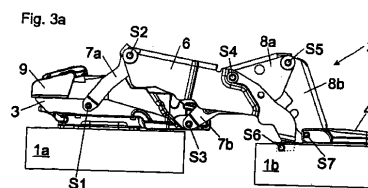


【 図 2 】

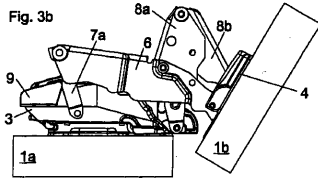
Fig. 2



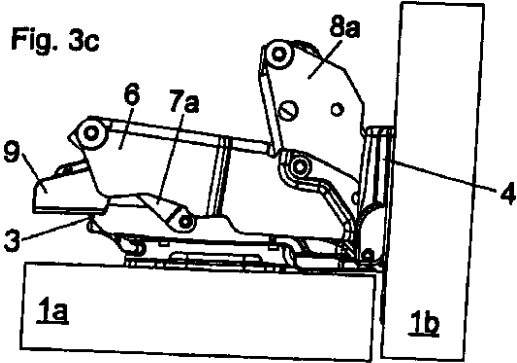
【 図 3 a 】



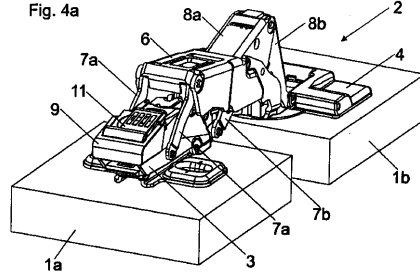
【 図 3 b 】



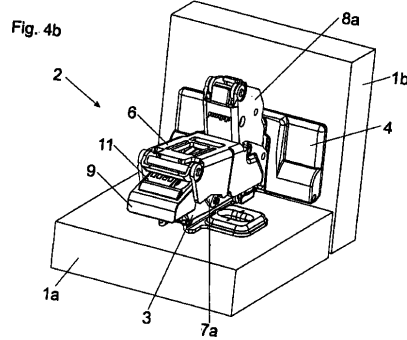
【 図 3 c 】



【 図 4 a 】

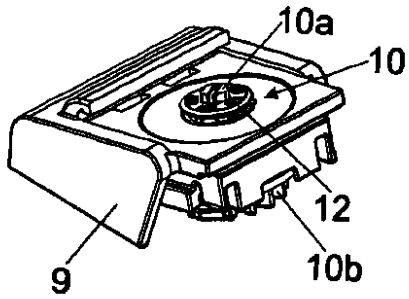


【 図 4 b 】



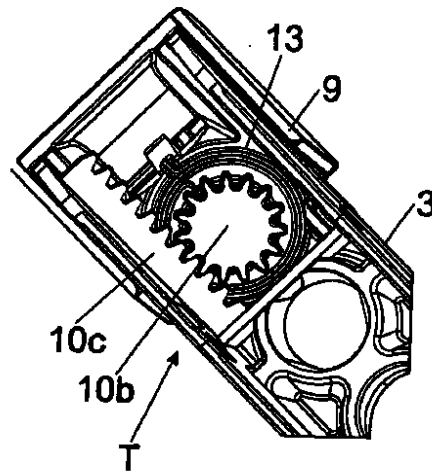
【 図 5 a 】

Fig. 5a



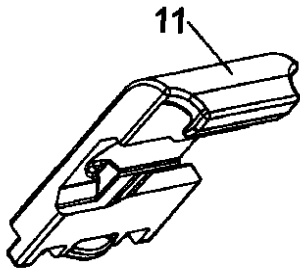
【 図 5 b 】

Fig. 5b



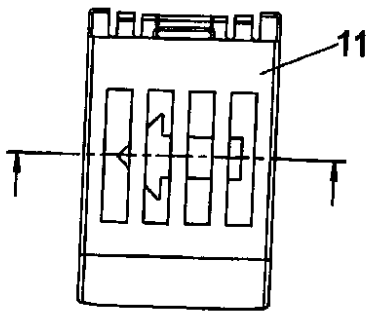
【 図 5 c 】

Fig. 5c



【 図 5 d 】

Fig. 5d



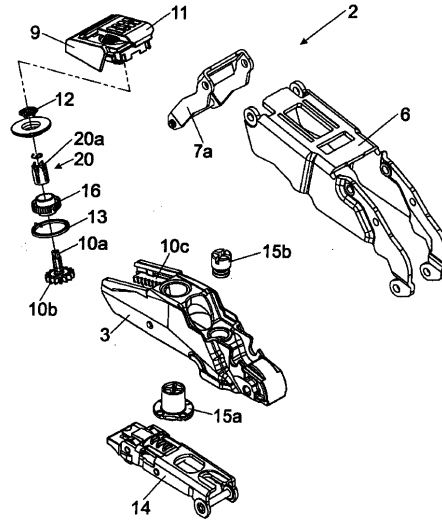
【 図 5 e 】

Fig. 5e



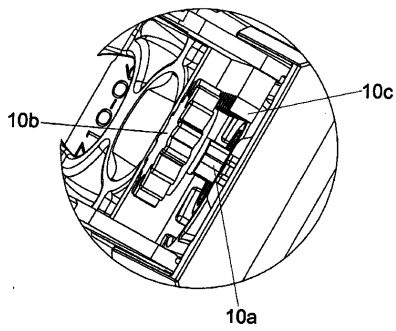
【 図 6 】

Fig. 6



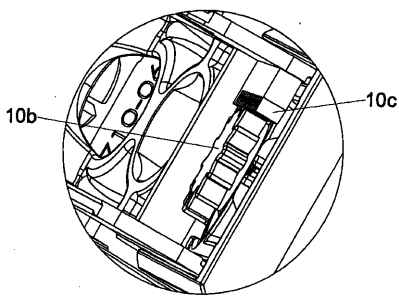
【 図 7 a 】

Fig. 7a



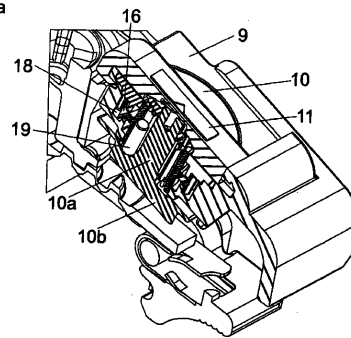
【 図 7 b 】

Fig. 7b



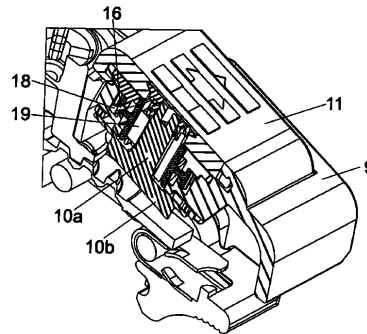
【 図 8 a 】

Fig. 8a



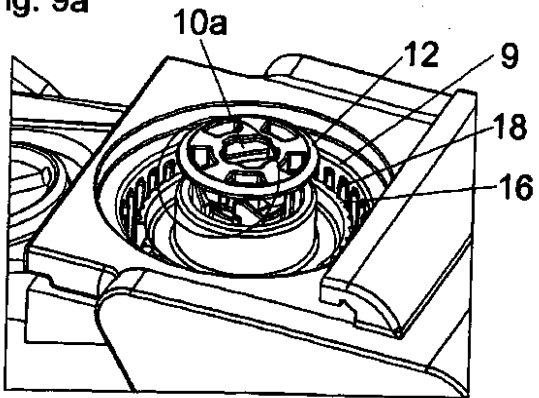
【 図 8 b 】

Fig. 8b



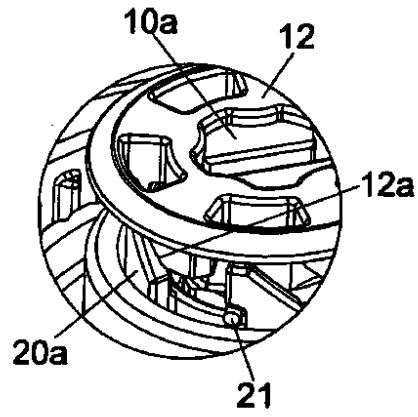
【図 9 a】

Fig. 9a



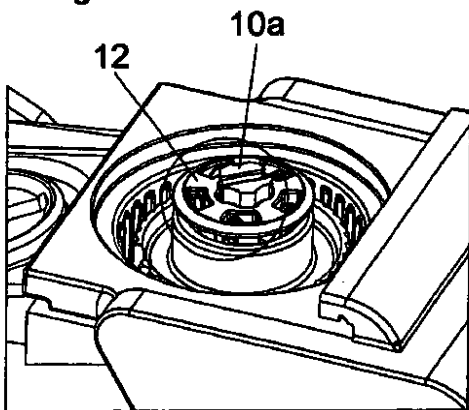
【図 9 b】

Fig. 9b



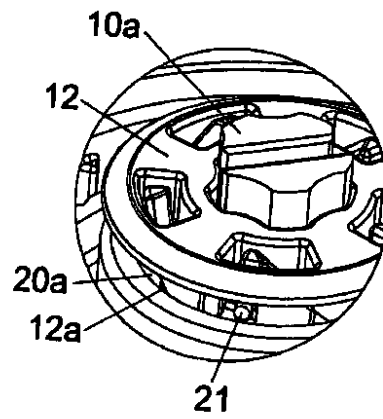
【図 9 c】

Fig. 9c



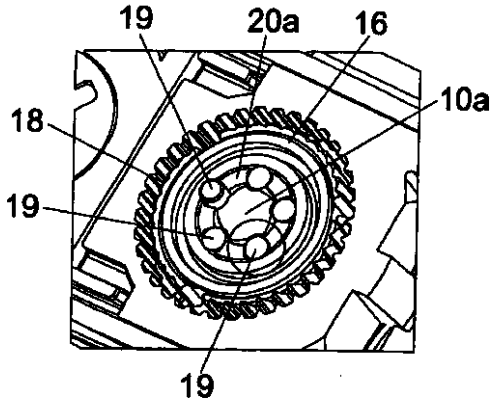
【図 9 d】

Fig. 9d



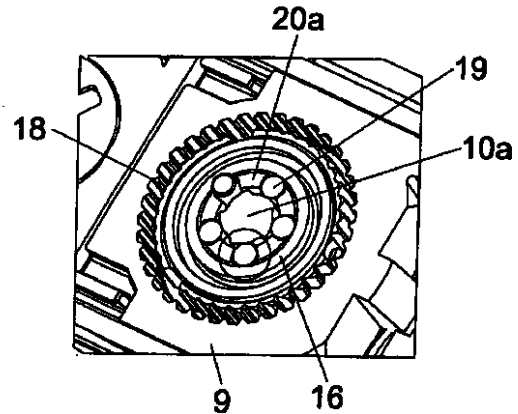
【図10a】

Fig. 10a



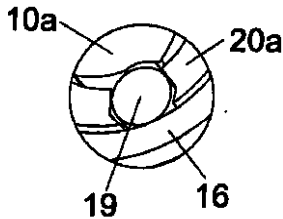
【図10c】

Fig. 10c



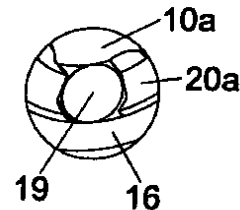
【図10b】

Fig. 10b



【図10d】

Fig. 10d



## 【手続補正書】

【提出日】平成23年7月27日(2011.7.27)

## 【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

家具部品(1a、1b)に固定するための少なくとも2つの金具部品(3、4)を含んだ家具ヒンジ(2)であって、

前記金具部品(3、4)の1つは、ヒンジアーム(3)の形態であり、

本家具ヒンジ(2)は、ヒンジ動作時に旋回できる少なくとも1つのジョイントレバー(7)をさらに含んでおり、

ジョイントレバー(7a)と少なくとも1つの第2のジョイントレバー(7b)とによって、ヒンジアーム(3)に着実に連結されている仲介部(6)が設けられており、

ジョイントレバー(7a、7b)は、仲介部(6)とヒンジアーム(3)の両方に旋回式に取り付けられており、

さらに、ヒンジ動作を抑動する回転ダンパー(10)が含まれており、

前記ヒンジアーム(3)に移動可能に取り付けられているスライダ(9)は、前記ジョイントレバー(7a)によって駆動可能であり、

前記スライダ(9)は、伝達機構(7)を介して前記回転ダンパー(10)に作用することを特徴とする家具ヒンジ。

【請求項2】

回転ダンパー(10)は、前記ヒンジアーム(3)の1端に取り付けられており、前記

1 端は、前記第 2 の金具部品 ( 4 ) とは離れていることを特徴とする請求項 1 記載の家具ヒンジ。

【請求項 3】

スライダー ( 9 ) は、直線的に移動できるように取り付けられており、少なくとも抑動動作中にヒンジアーム ( 3 ) に対して移動可能であることを特徴とする請求項 1 または 2 記載の家具ヒンジ。

【請求項 4】

スライダー ( 9 ) とジョイントレバー ( 7 a ) とは分離されており、相互間で金具部品 ( 3、4 ) の所定の相対位置からのみスライダー ( 9 ) は、ジョイントレバー ( 7 a ) から作用を受けることができことを特徴とする請求項 1 から 3 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

【請求項 5】

ジョイントレバー ( 7 a ) の旋回動作は、伝達機構 ( T ) によって回転ダンパー ( 1 0 ) の回転動作に変換可能であることを特徴とする請求項 1 から 4 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

【請求項 6】

伝達機構 ( T ) は、ラック ( 1 0 c ) とピニオン ( 1 0 b ) とで構成されていることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

【請求項 7】

回転ダンパー ( 1 0 ) は、スライダー ( 9 ) に取り付けられており、少なくとも 1 つのラック ( 1 0 c ) は、ヒンジアーム ( 3 ) に取り付けられており、あるいは回転ダンパー ( 1 0 ) は、ヒンジアーム ( 3 ) に取り付けられており、少なくとも 1 つのラック ( 1 0 c ) は、スライダー ( 9 ) に取り付けられていることを特徴とする請求項 6 記載の家具ヒンジ。

【請求項 8】

回転ダンパー ( 1 0 ) の全コンポーネントは、両方の金具部品 ( 3、4 ) に対して抑動作用中に動作することを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

【請求項 9】

戻り機構 ( 1 3 ) が提供されており、抑動作用の作動後にスライダー ( 9 ) は、再び次の抑動動作のために意図した位置に移動可能であることを特徴とする請求項 1 から 8 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

【請求項 10】

本家具ヒンジ ( 2 ) は、少なくとも 7 つの回転軸 ( S 1、S 2、S 3、S 4、S 5、S 6、S 7 ) を有していることを特徴とする請求項 1 から 9 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

【請求項 11】

本家具ヒンジ ( 2 ) は、広角ヒンジであることを特徴とする請求項 1 から 10 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

【請求項 12】

好適には、手で駆動できる切替部材 ( 1 1 ) が提供されており、回転ダンパー ( 1 0 ) の抑動作用を停止することができることを特徴とする請求項 1 から 11 のいずれかに記載の家具ヒンジ。

【請求項 13】

切替部材 ( 1 1 ) は、第 1 の切替位置と、少なくとも 1 つの第 2 の切替位置を有しており、ヒンジ動作は、その第 1 の切替位置で抑動され、その第 2 の切替位置で非抑動状態となることを特徴とする請求項 12 記載の家具ヒンジ。

【請求項 14】

切替部材 ( 1 1 ) は、スライダー ( 9 ) に取り付けられ、第 1 の切替位置と第 2 の切替位置との間で直線的に可動であることを特徴とする請求項 13 記載の家具ヒンジ。

【請求項 15】

請求項 1 から 1 4 のいずれかに記載の少なくとも 1 つの家具ヒンジを含んでいることを特徴とする家具。

## 【 国際調査報告 】

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/AT2009/000409
---

<b>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER</b> INV. E05F5/00 E05D3/16		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
<b>B. FIELDS SEARCHED</b>		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) E05F E05D		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practical, search terms used) EPO-Internal		
<b>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</b>		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	WO 2008/077520 A1 (LAUTENSCHLAEGER MEPLA WERKE [DE]; SCHNEIDER GABRIELE [DE]; HERPER MARK) 3 July 2008 (2008-07-03) page 5, line 6 - page 8, line 34	1-11, 13-16
A	page 10, line 19 - line 22; figures 1-9,11	12
Y	DE 20 2004 016396 U1 (JULIUS BLUM GMBH HOECHST [AT]) 5 January 2005 (2005-01-05) paragraph [0012] - paragraph [0015]; figures 4,5	1-9,16
Y	DE 201 21 164 U1 (BLUM GMBH JULIUS [AT]) 2 May 2002 (2002-05-02) page 3, line 13 - line 31; figures	1-9,16
A	WO 2006/053364 A1 (BLUM GMBH JULIUS [AT]; FITZ HELMUT [AT]; SUTTERLUETTI HARALD [AT]) 26 May 2006 (2006-05-26) figures	1-16
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents : *A* document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance *E* earlier document but published on or after the international filing date *L* document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) *O* document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means *P* document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed *T* later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention *X* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone *Y* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art. *&* document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 15 Februar 2010		Date of mailing of the international search report 17/09/2010
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016		Authorized officer Di Renzo, Raffaele



## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/AT2009/000409

**Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)**

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1.  Claims Nos.:  
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:
  
2.  Claims Nos.:  
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:
  
3.  Claims Nos.:  
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

**Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)**

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

**see supplemental sheet**

1.  As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2.  As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3.  As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
4.  No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

**see following sheet(s)**

- Remark on Protest**
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/AT2009/000409

**The International Searching Authority has found that the international application contains multiple (groups of) inventions, as follows:**

**1. Claims 1 (in full); 2-16 (in part)**

**Furniture hinge with a hinge arm, at least one pivotable joint lever and a rotation damper. A slide which is movably mounted on the hinge arm is driven by the pivotable joint lever and the slide acts on the rotation damper by means of a transmission mechanism.**

--

**2. Claims 2-16 (in part)**

**Furniture hinge with a hinge arm, a second fitting part and a rotation damper. The rotation damper is mounted on an end of the hinge arm, which faces away from the second fitting part.**

--

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

Information on patent family members

International application No

PCT/AT2009/000409

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
WO 2008077520 A1	03-07-2008	AT 504686 A1 DE 212007000088 U1 EP 2140091 A1	15-07-2008 08-10-2009 06-01-2010
DE 202004016396 U1	05-01-2005	WO 2006042344 A1 CN 101044291 A EP 1802833 A1 JP 2008517227 T US 2007220705 A1	27-04-2006 26-09-2007 04-07-2007 22-05-2008 27-09-2007
DE 20121164 U1	02-05-2002	AT 324504 T	15-05-2006
WO 2006053364 A1	26-05-2006	EP 1815096 A1 JP 2008520857 T KR 20070084437 A US 2007251058 A1	08-08-2007 19-06-2008 24-08-2007 01-11-2007

## INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT

Internationales Aktenzeichen PCT/AT2009/000409
---

<b>A. KLASSIFIZIERUNG DES ANMELDUNGSGEGENSTANDES</b> INV. E05F5/00 E05D3/16		
Nach der internationalen Patentklassifikation (IPC) oder nach der nationalen Klassifikation und der IPC		
<b>B. RESEARCHIERTE GEBIETE</b>		
Recherchiertes Mindestprüfstoff (Klassifikationssystem und Klassifikationssymbole) E05F E05D		
Recherchierte, aber nicht zum Mindestprüfstoff gehörende Veröffentlichungen, soweit diese unter die recherchierten Gebiete fallen		
Während der internationalen Recherche konsultierte elektronische Datenbank (Name der Datenbank und evtl. verwendete Suchbegriffe) EPO-Internal		
<b>C. ALS WESENTLICH ANGESEHENE UNTERLAGEN</b>		
Kategorie*	Bezeichnung der Veröffentlichung, soweit erforderlich unter Angabe der in Betracht kommenden Teile	Betr. Anspruch Nr.
X	WO 2008/077520 A1 (LAUTENSCHLAEGER MEPLA WERKE [DE]; SCHNEIDER GABRIELE [DE]; HERPER MARK) 3. Juli 2008 (2008-07-03) Seite 5, Zeile 6 - Seite 8, Zeile 34	1-11, 13-16
A	Seite 10, Zeile 19 - Zeile 22; Abbildungen 1-9,11	12
Y	DE 20 2004 016396 U1 (JULIUS BLUM GMBH HOECHST [AT]) 5. Januar 2005 (2005-01-05) Absatz [0012] - Absatz [0015]; Abbildungen 4,5	1-9,16
Y	DE 201 21 164 U1 (BLUM GMBH JULIUS [AT]) 2. Mai 2002 (2002-05-02) Seite 3, Zeile 13 - Zeile 31; Abbildungen	1-9,16
	-/-	
<input checked="" type="checkbox"/> Weitere Veröffentlichungen sind der Fortsetzung von Feld C zu entnehmen <input checked="" type="checkbox"/> Siehe Anhang Patentfamilie		
* Besondere Kategorien von angegebenen Veröffentlichungen : *A* Veröffentlichung, die den allgemeinen Stand der Technik definiert, aber nicht als besonders bedeutsam anzusehen ist *E* älteres Dokument, das jedoch erst am oder nach dem internationalen Anmeldedatum veröffentlicht worden ist *L* Veröffentlichung, die geeignet ist, einen Prioritätsanspruch zweifelhaft erscheinen zu lassen, oder durch die das Veröffentlichungsdatum einer anderen im Recherchenbericht genannten Veröffentlichung belegt werden soll oder die aus einem anderen besonderen Grund angegeben ist (wie ausgeführt) *O* Veröffentlichung, die sich auf eine mündliche Offenbarung, eine Benutzung, eine Ausstellung oder andere Maßnahmen bezieht *P* Veröffentlichung, die vor dem internationalen Anmeldedatum, aber nach dem beanspruchten Prioritätsdatum veröffentlicht worden ist *T* Spätere Veröffentlichung, die nach dem internationalen Anmeldedatum oder dem Prioritätsdatum veröffentlicht worden ist und mit der Anmeldung nicht kollidiert, sondern nur zum Verständnis des der Erfindung zugrundeliegenden Prinzips oder der ihr zugrundeliegenden Theorie angegeben ist *X* Veröffentlichung von besonderer Bedeutung; die beanspruchte Erfindung kann allein aufgrund dieser Veröffentlichung nicht als neu oder auf erfinderischer Tätigkeit beruhend betrachtet werden *Y* Veröffentlichung von besonderer Bedeutung; die beanspruchte Erfindung kann nicht als auf erfinderischer Tätigkeit beruhend betrachtet werden, wenn die Veröffentlichung mit einer oder mehreren anderen Veröffentlichungen dieser Kategorie in Verbindung gebracht wird und diese Verbindung für einen Fachmann naheliegend ist *Z* Veröffentlichung, die Mitglied derselben Patentfamilie ist		
Datum des Abschlusses der internationalen Recherche		Absenddatum des internationalen Recherchenberichts
15. Februar 2010		17/09/2010
Name und Postanschrift der Internationalen Recherchenbehörde Europäisches Patentamt, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016		Bevollmächtigter Bediensteter  Di Renzo, Raffaele

## INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT

Internationales Aktenzeichen  
PCT/AT2009/000409

C. (Fortsetzung) ALS WESENTLICH ANGESEHENE UNTERLAGEN		
Kategorie*	Bezeichnung der Veröffentlichung, soweit erforderlich unter Angabe der in Betracht kommenden Teile	Betr. Anspruch Nr.
A	WO 2006/053364 A1 (BLUM GMBH JULIUS [AT]; FITZ HELMUT [AT]; SUTTERLUETTI HARALD [AT]) 26. Mai 2006 (2006-05-26) Abbildungen -----	1-16

## INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT

Internationales Aktenzeichen  
PCT/AT2009/000409**Feld Nr. II Bemerkungen zu den Ansprüchen, die sich als nicht recherchierbar erwiesen haben (Fortsetzung von Punkt 2 auf Blatt 1)**

Gemäß Artikel 17(2)a) wurde aus folgenden Gründen für bestimmte Ansprüche kein internationaler Recherchenbericht erstellt:

1.  Ansprüche Nr. weil sie sich auf Gegenstände beziehen, zu deren Recherche diese Behörde nicht verpflichtet ist, nämlich
2.  Ansprüche Nr. weil sie sich auf Teile der internationalen Anmeldung beziehen, die den vorgeschriebenen Anforderungen so wenig entsprechen, dass eine sinnvolle internationale Recherche nicht durchgeführt werden kann, nämlich
3.  Ansprüche Nr. weil es sich dabei um abhängige Ansprüche handelt, die nicht entsprechend Satz 2 und 3 der Regel 6.4 a) abgefasst sind.

**Feld Nr. III Bemerkungen bei mangelnder Einheitlichkeit der Erfindung (Fortsetzung von Punkt 3 auf Blatt 1)**

Diese Internationale Recherchenbehörde hat festgestellt, dass diese internationale Anmeldung mehrere Erfindungen enthält:

siehe Zusatzblatt

1.  Da der Anmelder alle erforderlichen zusätzlichen Recherchegebühren rechtzeitig entrichtet hat, erstreckt sich dieser internationale Recherchenbericht auf alle recherchierbaren Ansprüche.
2.  Da für alle recherchierbaren Ansprüche die Recherche ohne einen Arbeitsaufwand durchgeführt werden konnte, der zusätzliche Recherchegebühr gerechtfertigt hätte, hat die Behörde nicht zur Zahlung solcher Gebühren aufgefordert.
3.  Da der Anmelder nur einige der erforderlichen zusätzlichen Recherchegebühren rechtzeitig entrichtet hat, erstreckt sich dieser internationale Recherchenbericht nur auf die Ansprüche, für die Gebühren entrichtet worden sind, nämlich auf die Ansprüche Nr.
4.  Der Anmelder hat die erforderlichen zusätzlichen Recherchegebühren nicht rechtzeitig entrichtet. Dieser internationale Recherchenbericht beschränkt sich daher auf die in den Ansprüchen zuerst erwähnte Erfindung; diese ist in folgenden Ansprüchen erlasst:  
siehe Folgeseite(n)

**Bemerkungen hinsichtlich eines Widerspruchs**

- Der Anmelder hat die zusätzlichen Recherchegebühren unter Widerspruch entrichtet und die gegebenenfalls erforderliche Widerspruchsgebühr gezahlt.
- Die zusätzlichen Recherchegebühren wurden vom Anmelder unter Widerspruch gezahlt, jedoch wurde die entsprechende Widerspruchsgebühr nicht innerhalb der in der Aufforderung angegebenen Frist entrichtet.
- Die Zahlung der zusätzlichen Recherchegebühren erfolgte ohne Widerspruch.

Internationales Aktenzeichen PCT/AT2009 /000409

WEITERE ANGABEN

PCT/ISA/ 210

Die internationale Recherchenbehörde hat festgestellt, dass diese internationale Anmeldung mehrere (Gruppen von) Erfindungen enthält, nämlich:

1. Ansprüche: 1(vollständig); 2-16(teilweise)

Möbelscharnier mit einem Scharnierarm, wenigstens einem verschwenkbaren Gelenkhebel und einem Rotationsdämpfer. Durch den verschwenkbaren Gelenkhebel wird ein am Scharnierarm verschiebbar gelagerter Schieber angetrieben und der Schieber über einen Übertragungsmechanismus den Rotationsdämpfer beaufschlagt.

2. Ansprüche: 2-16(teilweise)

Möbelscharnier mit einem Scharnierarm und einem zweiten Anschlagteil sowie einem Rotationsdämpfer. Der Rotationsdämpfer ist an einem dem zweiten Anschlagteil abgewandten Ende des Scharnierarmes gelagert.

**INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT**

Angaben zu Veröffentlichungen, die zur selben Patentfamilie gehören

Internationales Aktenzeichen

PCT/AT2009/000409

Im Recherchenbericht angeführtes Patentdokument	Datum der Veröffentlichung	Mitglied(er) der Patentfamilie	Datum der Veröffentlichung
WO 2008077520 A1	03-07-2008	AT 504686 A1	15-07-2008
		DE 212007000088 U1	08-10-2009
		EP 2140091 A1	06-01-2010
DE 202004016396 U1	05-01-2005	WO 2006042344 A1	27-04-2006
		CN 101044291 A	26-09-2007
		EP 1802833 A1	04-07-2007
		JP 2008517227 T	22-05-2008
		US 2007220705 A1	27-09-2007
DE 20121164 U1	02-05-2002	AT 324504 T	15-05-2006
WO 2006053364 A1	26-05-2006	EP 1815096 A1	08-08-2007
		JP 2008520857 T	19-06-2008
		KR 20070084437 A	24-08-2007
		US 2007251058 A1	01-11-2007



---

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW